

富山県庁舎自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

富山県庁舎南別館3階において、自動販売機設置場所の貸付を行うため、自動販売機設置事業者を募集します。

2 貸付物件（詳細は別添公募物件説明書のとおり）

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	自動販売機設置台数
富山県庁舎南別館 (渡り廊下)	富山市新総曲輪 1番7号	3階食堂前	5.10 m ²	3台

※ 貸付面積には、容器回収ボックス設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

これらの要件については、申込の時点から、本公募に係る事業者として決定された場合はその貸付期間の満了時まで、継続して満たす必要があります。また、申込者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(地方自治法施行令)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないことと

されている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用者として使用したとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、本要項で「暴力団」という。）及び第6号に規定する暴力団員（以下、本要項で「暴力団員」という。）でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(3) 次のいずれかに該当しない者

- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 法人の場合は富山県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は富山県内に居住し業を営んでいること。

(6) 県税を滞納していないこと。

4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設の使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、富山県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

なお、貸付契約期間の更新はありません（契約期間満了後は新たに公募を行います。）。

(3) 貸付料

貸付料は、公募により決定した額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。設置事業者において、計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、富山県が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとしてください。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、県の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とすること。ただし、3台のうち1台については清涼飲料水、牛乳等の飲料に、パン、菓子パン、菓子、栄養補助食品及び

これらに類する食品（カップ麺は含まない）を加えたものとすること。酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

- ⑤ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。
- ⑥ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに富山県に報告すること。

(7) 犯罪被害者等援助団体への募金

- ① 3台のうち1台については、犯罪被害者等支援自動販売機とします。
- ② 設置事業者に決定された方は、決定後に別途「公益社団法人とやま被害者支援センター」と犯罪被害者等支援自動販売機の設置に関する協定を締結してください。
- ③ 募金の額は、当該自動販売機の売上実績の1%以上とします。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- ③ 回収ボックス内の使用済み容器は、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。併せて、本庁舎敷地内に県が設置する集積場からの使用済み容器の回収・リサイクルについても、他の本庁舎内設置事業者と協議のうえ行うこと。
- ④ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑥ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を富山県に請求することができません。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要書類を提出してください。
なお、郵送の場合は簡易書留とし、封筒に「応募申込書 在中」と明記してください。
(提出先)

富山県経営管理部管財課管理係
〒930-8501
富山市新総曲輪1-7
電話：076-444-3172

(2) 受付期間

令和7年2月5日（水）午前8時30分から同年2月21日（金）午後5時15分まで
(郵送の場合は、提出期限必着)

(3) 提出書類

申込みにあたっては、次の書類を提出してください。

- ① 応募申込書提出票（様式第1号）
- ② 応募申込書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 販売品目一覧（様式第4号）
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- ⑥ すべての県税に滞納がないことの証明書（コピー可）※発行後3ヶ月以内のもの
- ⑦ 証明書類（コピー可）※発行後3ヶ月以内のもの
 - 〔法人の場合…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）〕
 - 〔個人の場合…住民票（個人番号<マイナンバー>の表記がないもの）〕
- ⑧ 役員一覧表（様式第5号）※法人の場合のみ

6 応募申込書に記載する金額

- (1) 貸付契約額は、応募申込書に記載された額に当該金額の10%に相当する額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（年額）の110分の100に相当する金額を応募申込書に記載してください。
- (2) 応募金額には、光熱水費は含まないものとします。

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、県が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。なお、販売品目が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は当該応募者の立会いのもと、くじにより選定します
- (3) 設置事業者の決定は、2月下旬頃を予定しています。選定後、応募者に結果を通知します。
- (4) 設置事業者の決定後、決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を公表します。

8 契約の締結

- (1) 設置事業者に決定された方は、富山県が別途定める期日までに、借受申請書を提出し、定期建物賃貸借契約を締結してください。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約は申込者名義で行います。

9 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

10 問い合わせ先

富山県経営管理部管財課管理係

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3172 電子メール akanzai@pref.toyama.lg.jp

添付書類

【様式】

- ・ 様式第1号 富山県庁舎自動販売機設置事業者応募申込書提出票
- ・ 様式第2号 応募申込書
- ・ 様式第3号 誓約書
- ・ 様式第4号 販売品目一覧
- ・ 様式第5号 役員一覧表

【参考資料】

- ・ 公募物件説明書
- ・ 貸付場所位置図
- ・ 契約書例
- ・ 定期建物賃貸借契約の説明書例